限定承認公告

本籍和歌山県海南市下津町下津一四二二番地、最後の住所和歌山県海南市下津町下津一四一三番地六　被相続人　亡　西岡　義六

右被相続人は平成二十九年十月十一日死亡し、その相続人は平成二十九年十一月十日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

和歌山県和歌山市三木町南ノ丁一八番地ライオンズマンション和歌山三木町二〇二号

中迫広法律事務所

限定承認者出口美葉

代理人弁護士　上岡　勇介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年七月二十一日付官報の号外第一五七号一二二頁に掲載されています。

平成二十九年十一月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　アゼリア特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億一千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年一月二十日付官報の号外第十二号八十六頁に掲載されています。

平成二十九年十一月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

狭山日高2ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年四月十日付官報の号外第七十七号五十八頁に掲載されています。

平成二十九年十一月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

総社ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年七月二十一日付官報の号外第一五七号一二三頁に掲載されています。

平成二十九年十一月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

白岡ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年二月二十三日付官報の号外第三十六号五十七頁に掲載されています。

平成二十九年十一月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

八千代ロジスティック特定目的会社

取締役　中島　毅

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千九百九十九万九千五百六十五円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十二月二十一日であり、社員総会の決議は平成二十九年十一月六日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmx2gl/

平成二十九年十一月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社Ｒｏｎａｌｄ

取締役　野坂　照光

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年十一月十七日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から五千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十九年十二月二十五日までにお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十九年十一月二十日

富山県高岡市戸出栄町四三番一

高岡銅器団地協同組合

代表理事　藤田　益一

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年四月六日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十一月二十日

熊本県熊本市東区戸島五丁目四番五号二Ｆ

日越協同組合

代表理事　藤井　淑人

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十九年十一月十日（号外第二百四十四号）公布防衛省令第十二号（自衛隊法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
三三		六～五	総トン数」	「総トン数」
		終りから	「印」	『印』
三四ページ改正後欄中			日本国政府防衛省	日本国政府防衛省
			は	の誤り。
」			日」	」
平成二十九年十一月二日法務省告示第五百二号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
二ページ二段終りから一六行目までを削除する。				
平成二十九年十月三十日（号外第二百三十六号）公布原子力規制委員会告示第十三号（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示）（印刷誤り）				
二八ページ表中改正後欄中終りから一行目の			「［八～ホ　略］」	「［八～ホ　略］」
			は	の、
改正前欄中終りから一行目の			「［八～ホ　同上］」	「［八～ホ　同上］」
			は	の
誤り。			「［八～ホ　同上］」	「［八～ホ　同上］」
平成二十九年十一月八日人事異動欄内閣の部（原稿誤り）				
	七	三	八内閣官房副長官	内閣官房副長官補

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十日付第二五〇号

九六ページ●同日付政府調達第二一九号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）